

【韓国】孤独死の予防に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2020年3月31日、孤独死を防ぎ、支援対象となる人の特性に合わせた支援体制を整えるため、孤独死の現状の実態調査や基本計画の策定等の内容を盛り込んだ「孤独死予防及び管理に関する法律」が制定された。

1 背景と経緯

近年、韓国においても「孤独死」が社会的な問題となっているが、孤独死の予防のための国家的次元での統合的・体系的な政策は推進されておらず、独居老人やホームレス等、一部の社会的弱者に対する部分的な支援がなされていたのみであった¹。

このような中で、2017年8月に「孤独死予防及び一人暮らし世帯の社会安全網拡充のための法律案」²が、同年9月には「孤独死予防法案」³がそれぞれ別の議員によって提出された。この2法案を統合・調整した委員会案「孤独死予防及び管理に関する法律案」が、2020年3月6日に国会を通過し、同年3月31日に公布された。2021年4月1日に施行される。

2 制定法の概要

この法律⁴は、総則、基本計画の策定等、孤独死予防対策等、補則、罰則の5章構成のもので、本則21か条と附則1か条とから成る。

(1) 総則（第1条～第5条）

この法律は、孤独死の予防及び管理に必要な事項を規定することで、孤独死による個人的・社会的被害を防止し、国民の福祉の増進に資することを目的とする（第1条）。

「孤独死」とは、家族や親戚等周辺の人々と断絶したまま一人で暮らす人が、自殺・病死等により一人で臨終を迎え、遺体が一定の時間が経過した後に発見される死をいう（第2条）。

国民は、孤独死のおそれさらされた場合や、孤独死のおそれがある可能性があると判断される場合、国及び地方自治体に助けを求める権利を有する。また、国民は、国及び地方自治体の孤独死予防政策に積極的に協力し、孤独死のおそれがある、又はその可能性があると判断される人が適切な支援を受けることができるよう措置を講じなければならない（第3条）。

国及び地方自治体は、孤独死のおそれがある人の積極的な保護に必要な政策を策定し、孤独死の現状把握、予防及び対応等、各段階に必要な政策を策定・施行しなければならない（第4条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

¹ 「[2024675] 고독사 예방 및 관리에 관한 법률안 (대안) (보건복지위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1C9A1W1H2D9A1U7N3I0Q2R2Z8U0J7>

² 「[2008844] 고독사 예방 및 1인가구 사회안전망 확충을 위한 법률안 (기동민의원 등 31인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1N7C0W8T2R9D1A7J2F4R5C9V2G7A3>

³ 「[2009759] 고독사 예방법안 (김승희의원 등 12인)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F1O7V0Q9M2Z9K1J4T1Q1B3T5K9S1D7>

⁴ 「고독사 예방 및 관리에 관한 법률 (법률 제 17172 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=216331&ancYd=20200331&ancNo=17172&efYd=20210401&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(2) 基本計画の策定等（第 6 条～第 9 条）

保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、孤独死予防政策の体系的な推進のために、関係する中央行政機関の長と協議し、5 年ごとに孤独死予防基本計画（以下「基本計画」）を策定し、施行しなければならない（第 6 条）。長官、関係する中央行政機関の長及び特別市・広域市・特別自治市の市長、道・特別自治道の知事（以下「市・道知事」）は、基本計画に沿って年度ごとの孤独死予防施行計画（以下「施行計画」）を策定し、施行しなければならない。また、関係する中央行政機関の長と市・道知事は、次年度の施行計画と前年度の推進実績を長官に提出し、長官はこの推進実績を評価しなければならない（第 7 条）。

(3) 孤独死の予防対策等（第 10 条～第 16 条）

長官は、孤独死の原因と実態の把握等の孤独死予防政策に必要な基礎資料として活用するために、5 年ごとに孤独死実態調査を実施して結果を発表し、孤独死統計を作成しなければならない（第 10 条）。また、長官は、実態調査の実施や孤独死統計の作成に必要な場合は、警察庁長及び海洋警察庁長に刑事司法情報⁵の提供を求めることができる。刑事司法情報を提供する機関の長は、提供する刑事司法情報に含まれている個人情報等を保護するため、使用方法・使用部署やその他必要な事項について制限し、又は必要な措置を講ずるよう要請することができる。何人も、この法に従って提供された刑事司法情報の目的外の使用や、第三者への提供をしてはならない（第 11 条）。

老人福祉施設や社会福祉施設、その他大統領令で定める機関や団体の長は、孤独死予防のため、その利用者等を対象に定期的な相談・教育を実施することができるよう努めなければならない。国又は地方自治体は、これらの施設・機関・団体等で行われる相談・教育に必要なプログラムを開発し普及させ、相談・教育に必要な費用の全部又は一部を予算の範囲で該当機関・団体及び施設に支援することができる（第 16 条）。

(4) 補則（第 17 条～第 20 条）

国及び地方自治体は、孤独死予防対策の実施にあたって、孤独死した本人、孤独死のおそれがある人、及びこれらの人の家族・親戚等の名誉及び私生活の平穩を不当に侵害することのないようにしなければならない（第 17 条）。

国は、孤独死予防事業に必要な費用の全部又は一部を、予算の範囲で地方自治体に補助することができる。また、国及び地方自治体は孤独死予防事業を行う団体に、業務遂行に必要な支援をすることができる（第 19 条）。

この法によって孤独死予防に関する職務を行っていた者、又は現在行っている者は、職務遂行に伴って知った他人の秘密の漏えいや公表をしてはならない（第 20 条）。

(5) 罰則（第 21 条）

第 11 条の刑事司法情報の目的外の使用や第三者への提供をした者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン⁶以下の罰金に処する。第 20 条に違反し、職務遂行に伴って知った他人の秘密の漏えい又は公表をした者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する（第 21 条）。

⁵ 刑事司法業務処理機関が、業務処理に関連し刑事司法情報システムを利用して作成又は取得し管理する資料であって、電子的方法で処理され、符号、文字、音声、音響又は映像等で表現されたもの。「형사사법절차 전자화 촉진법(법률 제 14839 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195053&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

⁶ 1 ウォンは約 0.1 円（令和 2 年 10 月分報告省令レート）。